

**産学連携による実践型人材育成事業—ものづくり技術者育成—
評価書（書類審査用）**

大学等名	
プロジェクト名	
審査委員名	
<p>1 プロジェクトの内容について （ 評定 ）</p> <p>4：本事業の目的に照らし、プロジェクトの内容が優れている。 3：本事業の目的に照らし、プロジェクトの内容がある程度優れている。 2：本事業の目的に照らし、プロジェクトの内容の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。 1：本事業の目的に照らし、プロジェクトの内容が不十分である。</p> <p>（コメント）</p> <p><参考：審査方針></p> <p>②-1 地域や産業界と連携した実験、実習と講義を有機的に組み合わせた実践的なプログラムを開発するプロジェクトとなっているか。 ②-2 地域や産業界との連携による教育体制の強化及び教育内容・方法の改善など、具体的な教育プログラムの開発及び実施について、産学が有機的な連携がなされているか。 ②-3 企業等の技術者が有するものづくりの知識、ノウハウ等の現場の技術の維持、確保に資する人材の育成を目指したものとなっているか。 ②-4 ものづくり分野を革新させる高度な知識及び確かな技術を併せ持ち、ものづくり過程の全体を見渡し技術の目利きをすることのできる俯瞰的な人材の育成を目指したものであるか。</p> <p>2 プロジェクトの実施計画について （ 評定 ）</p> <p>4：本事業の目的に照らし、プロジェクトの実施計画が優れている。 3：本事業の目的に照らし、プロジェクトの実施計画がある程度優れている。 2：本事業の目的に照らし、プロジェクトの実施計画の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。 1：本事業の目的に照らし、プロジェクトの実施計画が不十分である。</p> <p>（コメント）</p>	

<参考：審査方針>

- ③-1 プロジェクトの目標を達成するための実施計画が具体的かつ明確に設定され、実現性が高く妥当なものとなっているか。
- ③-2 目標達成に必要な教員組織など、プロジェクトを効果的に推進できる実施体制となっているか。
- ③-3 取組代表者はプロジェクトを実施する上で必要な権限と責任を有し、リーダーシップを十分に発揮できる体制となっているか。
- ③-4 プロジェクトを実施する上で必要なマネジメント体制(運営委員会の設置等)が適切であるか。
- ③-5 プロジェクトの実施体制について、地域や産業界との間で緊密な連携が図られる体制となっているか。
- ③-6 学内関係部局との連携体制が明確であるか。
- ③-7 民間企業等との連携に関して、教員の派遣、施設・設備や知的財産の提供等の計画が具体的なものとなっているか。
- ③-8 教育プログラムが、プロジェクト実施期間中もしくは終了後に正規の教育課程あるいはその一部として位置付けられるものであるか。

3 プロジェクトの有効性について (評定)

- 4 : 本事業の目的に照らし、プロジェクトの有効性が十分認められる。
- 3 : 本事業の目的に照らし、プロジェクトの有効性がある程度認められる。
- 2 : 本事業の目的に照らし、プロジェクトの有効性の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。
- 1 : 本事業の目的に照らし、プロジェクトの有効性が認められない。

(コメント)

<参考：審査方針>

- ④-1 プロジェクトの成果がものづくり分野を革新させる高度な知識及び確かな技術を併せ持ち、ものづくり過程の全体を見渡し技術の目利きをすることのできる俯瞰的な人材の育成への効果として期待できるものになっているか。
- ④-2 プロジェクトの内容及び成果等について、普及方策が明確であり、他大学等への波及効果が期待できるか。

4 プロジェクトの評価体制について (評定)

- 4 : 本事業の目的に照らし、プロジェクトの評価体制が十分であると認められる。
- 3 : 本事業の目的に照らし、プロジェクトの評価体制がある程度認められる。
- 2 : 本事業の目的に照らし、プロジェクトの評価体制の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。
- 1 : 本事業の目的に照らし、プロジェクトの評価体制が不十分である。

(コメント)

<参考：審査方針>

- ⑤-1 組織としてプロジェクトに対しての評価を適切に実施する体制の整備又は計画がなされているか。
- ⑤-2 評価結果を教育研究活動の質の向上及び改善に結び付けるシステムの整備又は計画がなされているか。

5 委託期間終了後の方針について（ 評定 ）

- 4：本事業の目的に照らし、委託期間終了後の方針が明確かつ適切である。
- 3：本事業の目的に照らし、委託期間終了後の方針がある程度明確かつ適切である。
- 2：本事業の目的に照らし、委託期間終了後の方針の一部に評価すべき点があるものの全体的には不明確かつ不適切である。
- 1：本事業の目的に照らし、委託期間終了後の方針が不明確かつ不適切である。

（コメント）

<参考：審査方針>

- ⑥-1 委託期間終了後、自立的かつ発展的な運営が行われるための方針及び計画が明確に示されているか。

総合評価 （ 評定 ）	<p>4：このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、特に優れた特徴を有するものであり、積極的に推進すべきである。</p> <p>3：このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、優れた特徴を有するものであり、着実な成果が期待できる。</p> <p>2：このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、一部に評価すべき内容を含むものの、全体的な水準の確保のためには、更なる検討が必要である。</p> <p>1：このプロジェクトは、本事業の目的に照らし、必要な水準確保のための見直しが必要である。</p> <p><参考：審査方針></p> <ul style="list-style-type: none">①-1 これまで主に行われてきた理論の習得を目的とした講義中心の教育ではなく、地域や産業界と連携した実験・実習と講義の有機的な組み合わせによる教育プログラムの開発・実施を通じ、ものづくり分野を革新させる高度な知識及び確かな技術を併せ持ち、ものづくり過程の全体を見渡し技術の目利きをすることのできる
--------------------	---

	<p>ものづくり技術者を育成するにふさわしい教育プログラムを開発しうるプロジェクトであるか。</p> <p>①-2 地域や産業界との有機的な連携により、企業等において先導的役割を担う人材を育成するにふさわしい出口を意識したプロジェクトであるか。</p> <p>①-3 プロジェクトの目標、特徴、コンセプトが明確であり、かつ、当該大学等の教職員、学生及び連携企業等の三者がその認識を共有しているか。</p>
<p>総合評価所見</p>	